

平成16年（行ウ）第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤 永 知 子 外31名

被告 埼 玉 県 知 事 外1名

本日付原告ら準備書面の要旨

2006(平成18)年1月25日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 佐 々 木 新 一
弁 護 士 野 本 夏 生
外

原告らは、本日提出した平成18年1月25日付準備書面の内容について、下記のとおり要旨の説明を行う。

記

1、本日提出した原告ら準備書面は、利水面において八ッ場ダムがいかに無用な存在であるかを論証したものです。

このうち、第1章から第3章にかけては全国の水需給関係を概観した上で、国レベルでの長期計画である「長期水需給計画」「ウォータープラン2000」そして「ウォータープラン21」が、いずれも非常に過大な水需要予測を行っていること、そして、八ッ場ダム建設計画の基本計画となっている国土庁が1988年に策定した「利根川水系

及び荒川水系における水資源開発基本計画」（第四次フルプラン）、これは存続期間を徒過し行政施策上の根拠としての機能を消失した状態になっているものですが、ここにおいても過大な予測が行われていたことを明らかにしています。

以上の点については、すでにこの訴訟においても原告意見陳述を行いましたので、その概要はご理解いただけているものと思います。

本日は、埼玉県にとっても八ッ場ダムは利水上無用、ムダな存在となっていることを説明させていただきたいと思います。この点は、本日付準備書面の第四章で論じているところになります。

すなわち、被告埼玉県は、一方では県内の水道の保有水源を過小評価し、他方では将来の給水量の需要を過大予測することによって、八ッ場ダムなしでは水不足になるという虚構の立論を行っている、このことを明らかにしたいと思います。（以上 添付①）

2、まず、被告が八ッ場ダムの利水上の必要性についてどのような主張を行っているかですが、被告の準備書面 2、4、あるいは乙第 26 号証で提出されている「埼玉県長期水需給の見通しの概要」からは、概ね、次のような主張をしているものと思われます。

「滝沢ダム完成後における保有水源（ここには、ダム等の水源開発施設によって確保される水量のほかに河川自流水、地下水等からの水量が含まれますが）は 224 万 m^3 /日である。

これに対し、過去 10 年間の実績を基に 2015 年を目標とする将来予測を実施してみると需要量は 312 万 m^3 /日となった。

すなわち、2015 年には 88 万 m^3 /日の水不足が生じ、八ッ場ダムの水利権量約 83 万 m^3 /日は必要不可欠である。」

しかし、この被告の主張には、大きな問題点が2つあります。

1つは、県内の保有水源には今十分な余裕があり、将来の渇水にも備えができているのにこれを過小評価しています。

他方で、将来の水需要については最近の需要実績からは乖離した予測を行っています。1990年代になってからは埼玉県においても水道水の需要は増加がとまり、近年は減少傾向にさえなっていますが、被告はその実績を無視した架空の予測を行っているのです。

(以上、添付②)

3 まず、一つめの問題、県内の現在の保有水源をどう評価するかの問題を見てみたいと思います。

被告は、滝沢ダム完成後の保有水源を224万 m^3 /日としています。その内訳は、この表のとおりです。これに対し、私たちは、345万 m^3 /日は確保できていると主張しています。つまり、約120万 m^3 /日もの差が生じているのです。

なぜ、このような食い違いが生じるのか、それは被告が保有水源を過小評価しているからにはほかありません(以上、添付③、④)。

被告が主張する保有水源の評価には、次の3つの問題点を指摘することができます(添付⑤を参照)。

ひとつは、被告が利根川及び荒川の河川水の水利権のうち、農業用水の転用で得た水利権(農業用水合理化一次、二次、埼玉合口二期、利根中央用水)約88万 m^3 /日(取水量ベースで10,413 m^3 /日)について、長年の取水実績があるにもかかわらず、このほとんどを保有水源から除外しているということです。

ふたつめは、地下水について、原告が1997年（平成9年）の水道用地下水利用実績に基づいて、約85万 m^3 /日（取水量ベースで10 m^3 /秒）を利用可能量としているのに対し、被告は約55万 m^3 /日（6.747 m^3 /秒）しか使えないと、約30万 m^3 /日も水源量に算入していない点です。

3つめは、取水量から給水量への換算に用いる利用率、これは給水量/取水量で表されますが、これについては、原告が実績に基づき98%としているのに対して、被告は96%という小さい値を用いているという点です。

それぞれについて被告の主張の問題点を簡潔に指摘しておきたいと思います。

① 農業用水の転用で得た水利権

1番目の農業用水の転用で得た水利権を保有水源から外している点ですが、この点について、被告は「農業用水転用水利権は、かんがい期のみ取水を認めたもので、非かんがい期には取水できない」、だから安定水利権と扱うことはできないという趣旨の主張をしています。

しかし、実際には、過去30年以上、非かんがい期においても取水実績があり、取水をすることに何の支障も生じていません。このような農業用水転用水利権を保有水源から除外することは不当と言わざるを得ません（以上、添付⑥、⑦）。

② 地下水

次に地下水の利用可能量を1997年の実績値よりも30万 m^3 /日も過小に評価している点ですが、被告は、地盤沈下の危険性を理

由にしています。

しかし、添付⑧のグラフをご覧くださいと明らかなように、県内で地盤沈下が発生している面積は激減しています。年間2CM以上の沈下が生じた面積をグラフにしたものですが、特に、1997年以降はゼロに近い数値となっていることが確認できます。

これは、地下水の揚水量が少なくなってきたことと関連しています。添付⑨のグラフは、県内の地下水の揚水量の推移を示したものです。1990年代に入ってから、水道用・工業用・建築物用のいずれについても着実に減少を続けているのです。地盤沈下は、過去の地下水汲み上げが引き起こした地下水位の低下による残留沈下が進行していくものですから、新たな地下水位の低下がなければ、この残留沈下は次第に小さくなっていきます。先ほどの地盤沈下面積の減少と照らし合わせると、揚水量を制限していることの効果が現れ、地盤沈下はすでに沈静化していると言えるのです。にもかかわらず、1997年の利用実績量をさらに30万m³/日も低く評価しなければならない根拠はないと言わざるを得ません。

地下水についての被告の主張には、ほかにも二点、問題を指摘することができます。

ひとつは、被告が、県内の各市町村の水道用地下水の「変動率」（変動率とは、1日最大使用量と1日平均使用量との比を表した数値を言います。）を実績値よりも遙かに低い数値を使い、そこから地下水の水源量を求めているという点です。各市町村の多くは、県から給水される「県水」をベースとして使用し、毎日の給水量の変動分については、自己水源（これは主に地下水である。）で対応しているのですが、その変動率の実績値は添付⑩のグラフでわかるよ

うに1.5前後となっています。その程度まで地下水で対応できているということです。ところが、被告は、これを1.1と実績値よりもはるかに低い数値を用いて地下水の保有水源量を求めてしまっている、市町村における利用実態を全く踏まえていない保有水源量の評価を行っているのです。

もうひとつは「利用量率」の問題です。被告は、取水量から給水量に換算する際に用いる利用量率を96%としています。つまり、浄水場でのロス分が4%あるとするのですが、取水から配水までの行程でそのように大きなロスは生じません（以上、添付⑩）。

添付⑪のグラフは示す埼玉県水道の利用量率の経年変化を表したものです。これをご覧いただくとお判りのように、利用量率は次第に上昇し、2003年度には98%になっています。漏水防止策が成果を上げてここまでの実績値となっているのです。従って、当然、利用量率はこの実績値である98%を用いるべきです。利用量率を96%とする場合と98%とする場合について給水量換算の保有水源を比較すると、前者は後者より2%も小さくなってしまいうから、無視できる量ではありません。

以上をまとめると、添付⑫にあるとおり、被告が示す埼玉県水道の保有水源の評価には、1) 農業用水転用水利権の扱いの誤り、2) 地下水の水源量の過小評価、3) 低目の利用量率の設定、という誤りがあり、これにより非常に少ない保有水源量となっているのです。

4、次に、被告の水道の需要予測が実績を踏まえない架空の予測となっている点を指摘したいと思います（添付⑬）。

添付⑭のグラフは、埼玉県上水道の1日最大給水量の推移を表した

ものです。これを見るとわかるとおり、埼玉県の前年の給水実績は、1990年代に入ってから、横ばい傾向ないしは漸減傾向となっています。ところが、被告は、2002年以降も1日最大給水量の需要が増加すると予測しているのです。

他方で、給水人口の推移を見てみましょう。添付⑩のグラフは、国立社会保障・人口問題研究所の人口予測と、被告が行った予測とを対比したものです。国立社会保障人口問題研究所の推計によれば、埼玉県人口は、今後2015年までは漸増してピークに達し、ピーク時の県内人口は約722万人になるとしています。埼玉県の予測は、ピーク時は2015年で、その時点での県内人口は約728万人となるとしていますが、過大と言わざるを得ません。

さらに問題なのは、被告は、一人1日最大給水量の実績が大幅に減少してきていることを無視しているという点です。先ほどの2つのグラフ（添付⑮、⑯）で、1992年以降、人口は増加しているが1日最大給水量は横ばいないしは減少傾向となっていることが確認できましたが、そのような状況が生まれたのは、1人当たりの給水量が漸減してきたからである。添付⑰のグラフで見るとおり、1人当たり1日最大給水量は、1992年度は451ℓ、1994年度は441ℓ、1996年度は428ℓ、1998年度は424ℓ、2000年度は418ℓ、2002年度は410ℓ、2003年度は396ℓとなっており、50リットル以上も明らかに減っているのです。この1人当たりの最大給水量の漸減は、主に節水型機器の普及と水道の漏水防止対策の向上によるものですが、被告は、この点を無視し、2002年以降も430リットル程度の最大給水量を予測しているものであり、過

大と言わざるを得ません。

ここまでは、被告が、実績値を無視して過大な予測を行っていることを指摘しましたが、もう1点、この予測値を算出するに際して用いた計算手法についても問題があります。

被告は、2015年度の1日最大給水量を312万 m^3 と予測しています。

この「1日最大給水量」を算出する際には、「1日平均使用水量」（1日平均有収水量）を基礎にして、一定率の水量の上乗せをして修正して算出することになっている。上乗せの根拠は、市内配水でのロス（配水管からの漏水）や、夏の晴天時に突出することのある給水量の変動をみて余裕を持たせる必要があるということです。この前者の修正の係数を「有収率」（＝有収水量／給水量）と呼び、後者を「負荷率」（＝1日平均給水量／1日最大給水量）と呼んでいます。

「1日最大給水量」は、住民や需要者に届いた水量（平均使用量）の予測値をこの「有収率」と「負荷率」（いずれも、小数の数字）で除して求められるのですが、「有収率」や「負荷率」の設定に恣意が入ると、「最大給水量」は過大になったり、過小になったりして、信用できない値になってしまいます（以上、添付⑱、㉑）。

埼玉県は、2015年度の一人当たり1日平均使用水量を323ℓとし、これに給水人口7269千人を乗じた値に対して、有収率を91.4%（0.914）として1日平均給水量を257万 m^3 と求め、さらに負荷率を82.4%（0.824）とみて1日最大給水量312万 m^3 という数字を導き出しています。

ところが、実際の有収率、負荷率は、被告が用いている数値とは異

なります。

まず、有収率ですが、2000年度まで上昇傾向にあって、現在は約90%となっています。これは配水管の補修等が進み、市中のロスが次第に少なくなってきたことを表しています。被告は、2015年度の有収率を91.4%と設定していますが、この目標値は低いと言わざるを得ません。現在、全国で最も高い有収率を示しているのは福岡市の約96%であり、それと比べると、埼玉県の有収率の目標値は低く、漏水防止対策を進める余地はまだ十分にあるからです（添付20のグラフを参照）。埼玉県内の各水道においても配水管の補修、取替えに力を注げば、有収率を95%程度まで高めることは可能であると言えます。

負荷率ですが、こちらは上下を繰り返しながらも上昇傾向にあります。これは冷房設備の完備等によって、夏の暑さがそのまま水の消費量に直結しなくなったということを意味しています。

埼玉県は2015年度の負荷率を82.4%と設定しているのですが、この設定値は最近の実績と比較するとあまりにも低いといわざるを得ません。最近5年間の負荷率の実績平均は約86%です。負荷率は添付21のグラフのとおり上昇傾向にありますが、控えめにみても、この86%という実績値を採用するのが妥当なはずです。

有収率として95%、負荷率として86%を採用すれば、給水人口と一人当たり使用水量については被告が使った予測値を使っても、2015年度の日最大給水量は約290万 m^3 となります（添付22のグラフを参照）。

これに対し、県内の保有水源を正しく評価すれば、滝沢ダム完成後

で345万 m^3 、滝沢ダムを除いても313万 m^3 となります。

従って、県は、すでに今後の水需要に十分対応できる水源を保有しているのであり、八ッ場ダムは、埼玉県の利水にとっては全くムダなダムと化しているのです（以上、添付23を参照）。

以 上